

Press Release

報道関係者 各位

令和元年12月18日

【照会先】

社会・援護局 事業課

課長 吉田 和郎（内線3446）

課長補佐 佐藤 宏（内線3447）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において 日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、鑑定人から、別添の事例において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたところです。これらについて、別添のとおり発表します。

※ 9月19日及び11月15日に発表した事例は、過去の鑑定人会議において鑑定人から指摘を受けていた事例であり、今回発表する事例は、12月4日の鑑定人会議において新たに指摘を受けた事例。

（配布資料）

○別添：「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された事例

○参考資料：

- ・ 「戦没者遺骨鑑定の全体像」
- ・ 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合における対応についての基本的な方針

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された事例

別添

- 9月19日に「これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」について発表した際、「今後、各埋葬地の担当の鑑定人（鑑定機関）に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人会議の場において指摘していただく」としていた。
- この取扱いに基づき、今般、12月4日の戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において、鑑定人から、下記の事例において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されたところ。
- 10月4日公表の「今後の確認・検証作業の進め方について」では、これまでにDNA鑑定のための検体が採取できた遺骨のうち、
- ① DNA鑑定人会議で身元特定のための鑑定が未実施である遺骨（3,405柱）
 - ② これまでDNA鑑定人会議において身元特定のための鑑定を実施したが、身元特定に至らなかった遺骨（6,480柱）
- については、来年度以降に日本人の遺骨であるかを確認することとしており（専門技術チームにおいて検討中の標準的確認方法により確認）、今般公表する事例は、①、②の遺骨約1万柱のうちの一部についてDNA鑑定人会議において指摘がなされたもの。
- 本事例については、来年度、優先して確認作業を実施する。

収容埋葬地		①ロシア連邦クラスノヤルスク地方第34収容所第9支部	②ロシア連邦イルクーツク州第30収容所リストビチヌイ村	③ロシア連邦タンボフ州第2022特別軍病院コチェツカ村	④ロシア連邦イルクーツク州第31収容所第3支部
収容時期		平成29年7月～30年8月	平成25年7月	平成16年6月	平成11年8月
日本への送還許可		遺骨移送許可書（現地政府発行）	遺骨移送許可書（現地政府発行）	遺骨移送許可書（現地政府発行）	遺骨移送許可書（現地政府発行）
収容柱数		38柱（検体が採取できたのは38柱全て）	8柱（検体が採取できたのは8柱全て）	2柱（検体が採取できたのは2柱全て）	46柱（検体が採取できたのは46柱全て）
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠		・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
	遺留品等	・遺留品（日本人名が記名された剃刀、日本の硬貨） ・治療痕（銀歯）のある遺骨を収容	なし	治療痕（金歯）のある遺骨を収容	遺留品（日章旗、防空頭巾）
	骨の形質の鑑定	・ロシア側鑑定人が実施 ・30年度収容では、日本側の鑑定人も実施（遺骨鑑定書あり）	ロシア側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）	ロシア側の鑑定人が実施	なし（当時、作業要領上規定なし）
DNA鑑定機関への鑑定依頼日		平成30年10月	平成26年12月	平成20年2月	平成17年12月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期		—	平成27年2月	平成18年6月（※）	平成15年6月（※）
身元特定数（遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース）		—	なし	なし	4柱
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期		令和元年12月	令和元年12月	令和元年12月	令和元年12月
検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を引いた数		38柱	8柱	2柱	42柱

※ 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかがわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

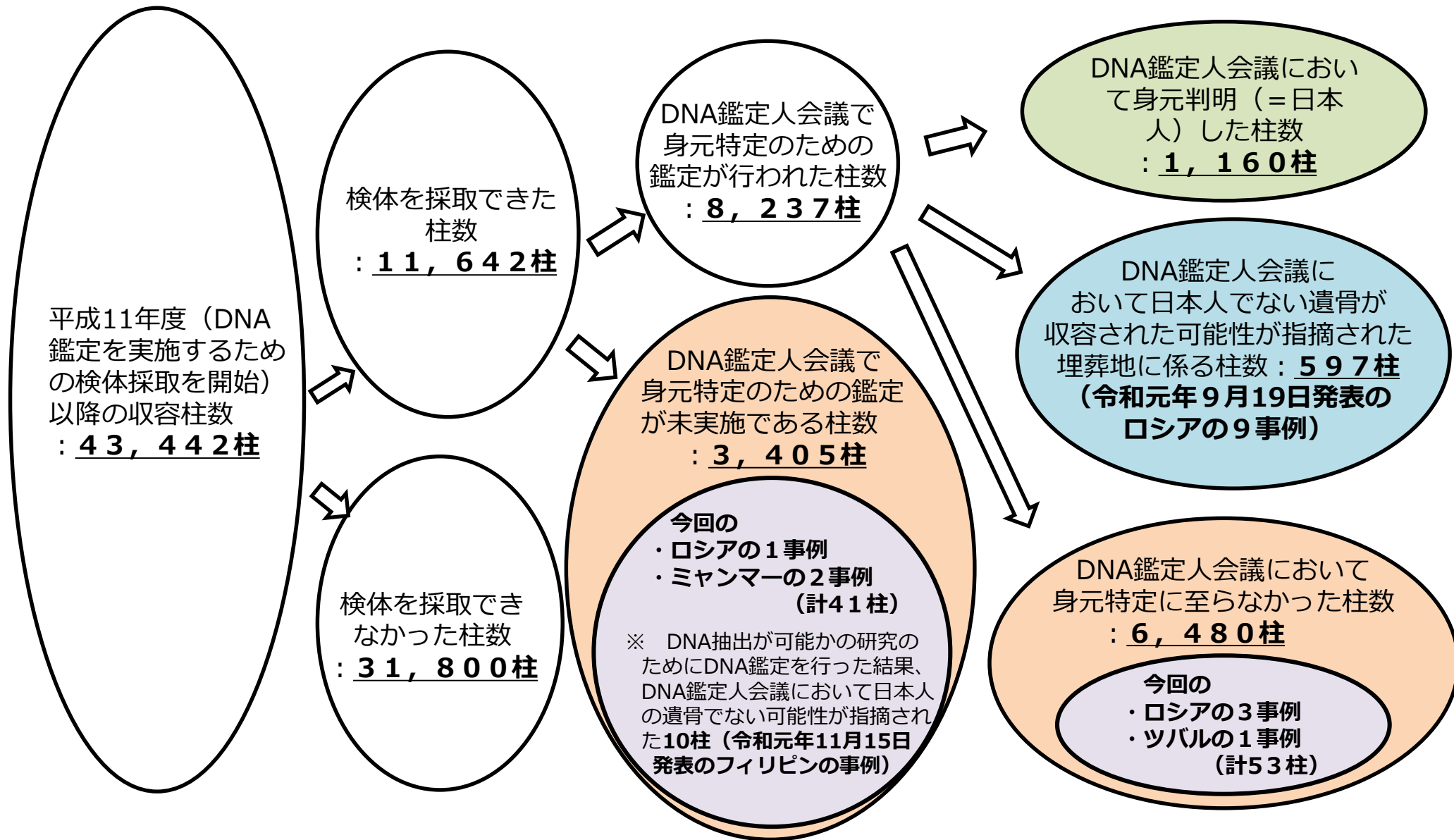
「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された事例

- 9月19日に「これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」について発表した際、「今後、各埋葬地の担当の鑑定人（鑑定機関）に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人会議の場において指摘していただく」としていた。
- この取扱いに基づき、今般、12月4日の戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において、鑑定人から、下記の事例において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されたところ。
- 10月4日公表の「今後の確認・検証作業の進め方について」では、これまでにDNA鑑定のための検体が採取できた遺骨のうち、
- ① DNA鑑定人会議で身元特定のための鑑定が未実施である遺骨（3,405柱）
 - ② これまでDNA鑑定人会議において身元特定のための鑑定を実施したが、身元特定に至らなかった遺骨（6,480柱）
- については、来年度以降に日本人の遺骨であるかを確認することとしており（専門技術チームにおいて検討中の標準的確認方法により確認）、今般公表する事例は、①、②の遺骨約1万柱のうちの一部についてDNA鑑定人会議において指摘がなされたもの。
- 本事例については、来年度、優先して確認作業を実施する。

収容埋葬地		⑤ミャンマー連邦共和国 チン州トンザン地区 トウイトウン	⑥ミャンマー連邦共和国 マンダレー管区ピンダレー地区カンアウト村	⑦ツバル国ヌイ環礁 フェヌアタプ島 共同墓地
収容時期		平成29年3月	平成15年3月	平成26年2月
日本への送還許可		遺骨持出許可書（ミャンマー政府発行）	—	遺骨持出許可書（ツバル政府発行）
収容柱数		2柱（検体が採取できたのは1柱）	2柱（検体が採取できたのは2柱全て）	1柱（検体が採取できたのは1柱全て）
日本人である蓋然性が 高いと考えた根拠		現地調査で得られた証言	現地調査で得られた証言	現地調査で得られた証言
	遺留品等	なし	なし	遺留品（ボタン）
	骨の形質の鑑定	ミャンマー側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）	なし（当時、作業要領上規定なし）	日本側の鑑定人が実施
DNA鑑定機関への鑑定依頼日		平成30年7月	平成28年3月	平成28年1月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期		—	—	平成30年12月
身元特定数（遺族のDNAとの照合の結果、 身元が判明したケース）		—	—	なし
日本人でない遺骨が収容された可能性が 指摘された時期		令和元年12月	令和元年12月	令和元年12月
検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を 引いた数		1柱	2柱	1柱

戦没者遺骨鑑定の全体像

参考資料



○ …今後日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘される可能性のある遺骨

※令和元年8月末時点

「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合における対応についての基本的な方針

- 9月19日に「これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」について発表した際、「今後、各埋葬地の担当の鑑定人（鑑定機関）に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA 鑑定人会議の場において指摘していただく」こととしていたところ。
- この取扱いに基づき、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、鑑定人から、日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合には、事実関係を整理し、相手国に連絡した上で、可能な限り速やかに公表する。
- 今後公表される事例についての日本人の遺骨であるかの確認については、10月4日公表の「今後の確認・検証作業の進め方について」に基づき、現在、専門技術チームで議論いただいている、日本人である可能性の標準的確認方法により、来年度以降に確認する。